

女性の活躍加速化事業について（新規）

男女共同参画課

1 事業の目的

「あきた女性の活躍推進会議」の設立や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立等を踏まえ、各種情報を一元化したポータルサイトの構築や、事業所の具体的取組を促進するためのハンドブックの作成など、女性の活躍推進に向けた取組を加速させていく。

※女性活躍推進法の主な内容

- ・労働者 300 人超の一般事業主は行動計画を策定しなければならない。（300 人以下は努力義務）
- ・自治体は国が策定する基本方針等を勘案し推進計画の策定に努める。
- ・自治体は関係機関により構成される協議会を組織できる。

2 事業の概要

（1）ポータルサイトの構築

1,977 千円

女性の活躍推進や男女共同参画に関するポータルサイトを構築し、各種情報の一元化を図るとともに、地域や職場で活躍している女性のネットワーク化等を促進する。

- ・国、県、関係機関等の支援施策の紹介
- ・女性の活躍推進に取り組んでいる事業所の紹介
- ・事業所・地域で活躍している女性やイクボス等に取り組んでいる男性の事例紹介
- ・投稿、コミュニティコーナーの設置、関係団体のウェブサイトへのリンク等

（2）ハンドブック等の作成

1,566 千円

経営者や管理職、人事担当者向けのハンドブックやチラシを作成・配布することにより、事業所の具体的取組を促進する。

- ・ハンドブックでは女性の活躍推進に取り組むメリットや具体的取組方法等を紹介（5,000 部作成）
- ・チラシでは女性活躍推進法の概要等を紹介（20,000 部作成）

（3）マスメディアを活用した広報

1,957 千円

新聞広告により女性活躍推進法の内容や女性の活躍推進の取組事例等を紹介し、社会的機運の一層の醸成を図る。（11月、12月、1月、2月の計4回広報）

3 予算額

5,500 千円